

西予市地域づくり活動センター市民検討委員会

### 検討事項 3

## 地域づくり活動センター~~への~~ 備えるべき機能について (案)

修正分

(見え消し有り)

1	現在の公民館の役割と備わる機能	1
2	人口減少社会を向かえる迎える地域課題	3
3	教育委員会から市長部局へ	5
4	地域づくり活動センターの機能	6
5	営利活動	17
6	機能を充実するために必要なこと	20
7	その他	22

## 1 現在の公民館の役割と備わる機能

公民館は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という)第 24 条の規定に基づき設置され、地域の学習・交流の拠点であり、最も身近な公共施設として大きな役割を果たしてきた。学びの場を通じて「人づくり」「つながりづくり」といった個人の成長と地域社会の発展にも寄与してきた。

本市の公民館は、概ね小学校区に公民館を設置(周木、下泊、大野ヶ原小学校区は除く)しており、1 中央公民館 24 地区公民館 19 分館となっている。公民館では、法第 22 条(及び西予市公民館条例第 4 条)に規定する事業の実施をはじめ、市長部局の行政機能も一部備わっている。主に行政相談窓口としての機能や諸証明発行業務などがあるが、その他にも市長部局からの依頼に応じて多様な業務を担うことがある。また、日直・夜直業務を有している公民館もある。

※資料 26 「H31 西予市公民館体制実態調査一覧表」参照

公民館活動やその役割は、長い歴史や文化、慣習によって旧町ごとに違いがあり、公民館主事に対する依存度にも温度差があるといえる。生涯学習講座を中心的に事業展開している公民館もあれば、各団体との協働による事業運営や地域づくり、諸団体の支援(事務局及び会計等)を中心として活動している公民館もある。それにより公民館主事が地域から期待される役割も様々である。

※資料 21 「公民館業務量実態調査」参照

公民館及び分館(一部地域除く)は、避難施設として指定を受けており、防災拠点としての役割を併せ持っている。平成 30 年 7 月豪雨災害時には多くの公民館が避難所や支援拠点としての重要な役割を果たした。一方で、今後想定される大規模災害において、津波や土砂災害を回避できる立地条件を満たしていないものや未耐震の施設がある。

※資料 27 「公民館分館指定避難所一覧」参照

近年の社会情勢の変化から様々な地域課題が生じ、社会教育を取り巻く環境も変化している。そのような中、公民館に求められる役割も単なる社会教育の場にとどまらなくなってきてている。

平成 30 年 12 月の中央教育審議会による「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」で答申されたように、人口減少

を取り巻く現代社会において、社会教育施設への住民ニーズも変化し、様々な学習機会を提供する場に加え、多様な主体による地域課題解決に向けた「地域づくり」の拠点としての役割も求められている。

※資料 20 「中教審答申 H30.12.21」 参照

#### 社会教育法(公民館の事業)

**第二二条** 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

#### 社会教育法(公民館の設置)

**第二四条** 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

#### 西予市公民館条例(業務)

**第四条** 公民館は、次に掲げる業務を行う。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務
- 2 中央公民館は前項各号に掲げるもののほか、各地区の公民館の指導及び助言を行う。

## 2 人口減少社会を向かえる迎える地域課題



団塊の世代が、後期高齢者になる 2025 年問題。5 人に 1 人が後期高齢者となる超高齢化社会に突入する。そして、その先に訪れる 2040 年問題。団塊のジュニア世代が 65 歳以上になり高齢者人口がピークを迎える。

人口減少に歯止めがかからない今、人口減少・少子高齢化により各地域で次のような地域課題に直面することが考えられる。

※資料 23 「西予市人口推計」参照

- 1) 人口減少・少子高齢化に伴う担い手不足から自治会機能が脆弱化する
- 2) 自治会機能の脆弱化により行事や地域活動が停滞する
- 3) 集会施設など維持管理費などの負担が増大する
- 4) 自治会や団体の役職を掛け持ちすることも多くなり負担がのしかかる
- 5) 公共交通は縮小し、高齢者を中心とした交通弱者が増加する
- 6) 地域に唯一あった商店が閉鎖し、高齢者を中心に買物難民が増加する
- 7) 保育所・小学校の統廃合により子供の声や姿が地域から遠ざかる
- 8) 雇用や利便性を求め若い世代は、中心地へ転出する
- 9) 空き家が増え、景観や衛生環境悪化、倒壊危険家屋等の不安が増す
- 10) 担い手不足により地域の基盤産業が維持できなくなる
- 11) 子供たちを見守る地域の支えが低下する（防犯機能の低下）
- 12) 地域の防災を担う世代が高齢化し、防災機能が低下する
- 13) 税収が減ることで、行政サービスに頼れない時代が到来する

これらの課題は既に直面している地域もある。平成 23 年度からスタートした地域づくり交付金により、地域が主体性をもって、地域課題解決に向けて取り組んできた。今年で 10 年目を向かえる迎えるこの事業は、「自分たちの地域は、自分たちの手で」の基本理念が浸透しつつあり、その取り組みによる「地域力」は成熟しつつあるといえる。

※資料 24 「手上げ型交付金事業実績」及び事例集参照

しかし、このような多種多様な地域課題を地域住民だけで取組み、解決することは困難であり、行政との協働により解決する姿が求められる。では、センターでは、どのような機能が備わることが求められるのか。

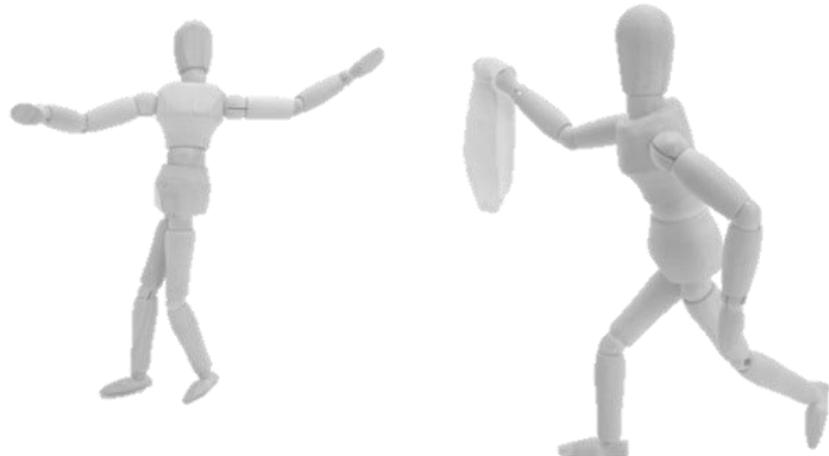
もちろん、前述列挙した多分野における全ての地域課題に対応できる機能が備わることが理想であるが、センターでの限られた人員では限界がある。

これから人口減少社会を向かえる迎える地域住民にとって、より身近な地域課題は「防災」「福祉」などであると考えられる。誰もが住み慣れた場所で、日々の日常を安心安全に暮らせることができれば、心を平穏にし、子供から高齢者まで互いに人権を尊重し、共に支えあう暮らしがあることが生き生きとした地域社会を築けるようになる。それにより利便性だけではない暮らしの豊かさを感じとることができるのでないだろうか。

そこでセンターでは、これまで公民館が担ってきた「生涯学習・社会教育」の推進とどのような機能を備えることが重要であるかを考えたい。そして、そこに地域が主体となって取り組む「地域づくり活動」を支援する体制を整えることで、地域と行政が手を取り合って地域課題を解決する協働の場があり、人口減少に対応できる住民自治の拠点として生まれ変わるものであると期待する。

### 3 教育委員会から市長部局へ

公民館は法に基づき設置された教育施設であり、これまで生涯学習・社会教育を推進する場として重要な役割を担ってきた。しかし、これからは人口減少を起因とする深刻な課題に対して立ち向かえる迎える地域の体制づくり、つまり「将来にわたって持続可能な地域基盤を形成」し、多様な住民ニーズに応えることが特に求められ、そのためには急激な地域社会の変化に対応できる機能をセンターに備えることが重要となる。このようなことから社会教育の枠にとどまらず、現状に適合する住民自治の施設へと役割を替えることが自然な姿であり、市長部局が所管することが、社会教育に加え、多様な分野における住民ニーズに対応する術であると考えられる。



## 4 地域づくり活動センターの機能

急激な人口減少により過疎化が進む地方自治体において、小規模多機能自治を推進し、その活動拠点として公民館をセンター化する動きは全国的にみられる。その主な事例は、センター化に伴い職員や業務の撤退といった傾向にあり、指定管理者制度により地域がセンターを運営する公設民営の形で運営していることが多い現状である。つまり、完全な「自治型のセンター」といえ、その運営は、より地域住民にとって自由度の高い利用が可能である。

一方、西予市が目指すセンターは、直営による運営形態を考えており、現在の機能を拡充し、地域を現場で支える仕組みを構築することを目指している。

※指定管理者制度については、検討事項7「指定管理者制度の導入について」で検討する。

では、センターにどのような機能が備わることが求められるだろうか。センターを市長部局の所管とすることで、多様な機能を備えることができるが、限られた職員数で多くを担うことは困難である。そこで、備わる機能については、既存機能である「生涯学習・社会教育」を推進する“人づくり学びの場”、人口減少を向かえる全ての地域の共通課題といえる「防災」「福祉」「地域交通」などの“支えあい・つなぎの場”、本庁や支所に行かなくても行政手続きや相談ができる“行政窓口の場”。そして、3つの機能に課題解決型の住民自治である“地域づくりの場”の4つの機能としての柱がセンターに備わることが、人口減少社会に対応できる拠点として重要な役割を果たすのではないかと考えられる。

### 指定管理者制度

それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。

## ● 「地域づくりの場」（地域づくり活動）



地域づくり活動をより支援するため、地域が雇用する地域任用職員を配置し地域づくり組織の事務局機能を強化する。

地域づくり交付金事業が始まって以来、地域活動は以前より盛んになった。観光振興、農林水産振興、防災、地域福祉活動などにも取り組む姿があり、小さな経済活動も動き始めている。このような主体性をもった活動を更に支援していくことが大切な時期であると考えられる。しかし、成果を上げている活動を振り返ってみると、職員の係わりが小さくないことがわかる。実質の事務局として実働しているのが公民館主事（以下、「主事」という）であるというケースがみられる。

各地域づくり組織には、「西予市地域担当職員設置要綱（以下、地域担当職員という）」に基づき人的支援を行っているが、やはり身近な主事を頼る傾向がある。また、地域づくり組織からは事務局機能（人財）の強化が求められてきた。

※資料 36 「西予市地域担当職員設置要綱」参照

このことから、雇用に必要な財源を交付して地域で地域づくり組織の事務局となる地域任用職員を雇用し、配置することが効果的だと考え、本来の住民主導の活動を促すためにも重要な役割を担うものであると考えられる。また、地域任用職員は地域の新たな担い手としても期待しており、★1.6 地域の実情に応じて、各種団体等の事務局も担うことも想定している。

※地域任用職員については、検討事項 4「地域づくり活動センターへの人材配置について」で検討する。

センターでは★2 地域の困りごとが集まる仕組みづくりが必要であり、集まった情報を地域内で共有し、「自分たちでできること」「行政にしかできないこと」「市民と行政が協働できること」などに選別し、行政だけに頼らない、★3 地域が主体性を持った課題解決に取り組む姿を支援できる体制整備が必要である。

地域づくり活動を通じて、「自分たちの地域は、自分たちの手で」を基本理念のもと、★<sub>4</sub> 自主自立の住民自治を図ることが重要である。それにより、★<sub>5</sub> 行政主導ではない自分たちの地域をつくりあげる姿が地域の郷土愛を生み、例え★<sub>3</sub> 地元を離れた者であっても何らかの形で地域貢献する人財人材へと育っていくものだと期待できる。

(案)

地域づくりの場では、  
＜地域づくり及び地域の事務局強化＞  
　地域づくり組織及び各種団体の事務局として専従

地域づくり…地域づくり組織の事務局・会計

　地域課題の抽出・企画・運営支援、地域住民との連絡調整  
　地域づくりにおける「きっかけ」「仕掛け」「働きかけ」といった地域と関わる活動。

各種団体…諸団体の事務局・会計など

(委員の主な意見)

- ★1 社会教育団体への支援と充実（老人クラブ、婦人会等）
- ★2 地域の将来のビジョンを考えるために住民アンケートの実施し、地域課題を把握することが必要。
- ★3 地域間格差を小さくするためにも人材育成、地域づくり活動の支援と行政側の支援も必要。
- ★4 「住民の主体性を活かした小規模多機能自治活動による自主・自立の地域社会づくりを図る」ことが重要である。
- ★5 「自慢のできる場」、「安心・安全の場（防災を含めた）」といった地域づくりも大事。
- ★6 三瓶地区では公民館主事への依存度が低く、住民が主体的に各種団体等を運営している。センター化により、その姿に変化が生じないか不安である。

## ● 「支え合い・つなぎの場」（防災・福祉・地域交通）

市内共通の課題として、人口減少・少子高齢化を向かえる迎える地域にとって防災・福祉・地域交通は身近な課題といえる。★1 地域防災や地域福祉との連携した取り組みがセンターに求められる機能であると考えられる。

### (防災)



公民館が地域の防災拠点として重要な役割を担ってきたように、センターに移行してもそれは変わることはない。また、★2 「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもと、災害発生に備えて、平常時において防災活動を支援する。

### (案)

- ・防災機能の強化、避難所としての機能強化（耐震補強、移転、避難備蓄品）
- ・★1 自主防災組織の育成強化
- ・★2 防災訓練等を通じて住民の防災意識の向上を図る
- ・★3 避難行動要支援者の援護体制の整備

### (福祉)



人口減少、少子高齢化に伴う主な地域課題は「福祉」であるといえる。その身近な課題に向き合うことできる機能がセンターにあることで地域住民は安心感をおぼえる。しかし、福祉分野における業務は多岐にわたり、その業務全般をセンターに備えることは、人員的に不可能である。そこで、より地域に密接した福祉に特化し、センターにその機能を備えることとしたい。

### (案)

- ・★4 子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉等の各種手続き相談等
- ・西予市社会福祉協議会との連携した地域福祉活動の拠点

## (地域交通)



★5 公共交通網が十分とは言えない当市にとって、★6 自動車が主要な交通手段であるが、その手段を持たない高齢者を中心とした交通弱者にとって、公共交通の充実への期待は大きい。しかし、自家用車による移動の増大や少子高齢化、人口減少が加速する中で、公共交通利用者は減少の一途をたどっている。また、交通事業者においては、運転士の高齢者や運転士不足などの課題もあり、路線の維持・拡大等は非常に困難な状況といえる。そのため、市が委託する生活交通バスやデマンドタクシーなど公共交通サービスを提供しているが、それぞれの地域の需要に対して計画的かつ適切なサービスの運営にも限界が生じてきている。

これから地域交通の在り方を見直し、★7 既存の公共交通サービスだけではなく、地域住民が地域交通サービスを企画・運営する仕組みを構築することで、移動手段の確保はもとより、様々な地域課題の解決に活用できるものと考える。

## (案)

- ・地域運営による地域交通バスの運行支援制度などの整備

### (委員の主な意見)

- ★1 防災組織の充実と地域間の連携が重要
  - ★2 安心安全の確保により安心して住み続けることができる地域づくり
  - ★3 独居高齢者への生活支援や安否確認が必要である(災害時の要支援者の確認など)
  - ★4 子育て支援の必要性
  - ★5 福祉バス等の公共交通網の充実が必要
  - ★6 高齢者ドライバーの問題がある
  - ★7 買い物難民への支援及び救済
- ・支え合いの場を「支え合い・つなぎの場」としてはどうか(項目へ反映)

## ● 「行政窓口の場」（行政相談窓口）



現在の公民館の「行政窓口の場」としての機能には、戸籍謄抄本、住民票、印鑑証明、税務関係証明、手数料徴収及び販売として、各種証明書手数料、コピー代、ゴミ袋販売。一時預かりとして交通災害共済保険料、各種募金などがある。受付業務として、交通災害共済、高額医療、健診、保険証など市役所各課からの様々な事務手続きに関する受け取りを行っている。★1 これらの業務は、センターで引き継ぐこととなるが、業務の見直しにより、今後、センターに追加、拡充される機能もありうる。★2 一方で、本庁・支所に近接するセンターにおいての行政業務は、精査が必要である。

★3,4 これからセンターでの機能が充実することで、センター職員に業務が集中するのではなく、センターに寄せられる相談案件を速やかに適切な担当課へつなぐことのできるパイプ役となるものである。

そして、ICTの環境整備により職員の働き方も変わってくるものであると考えられる。職員は自席にとらわれることなく働く場所が備わることで「必要な時に」「必要な場所で」「必要な人財人材が」「必要な力を発揮する」そんな姿がセンターにあることが理想である。

これにより行政サービスの在り方として、一律的に支所や本庁で提供するものではなく、そこに(センターに)必要なサービスが備わることを目指し、常設される機能のほか、災害時など、そこに一時的にサービスが備わることが必要な状況においてスポット的に職員を配置するといった体制整備が可能となる。

(委員の主な意見)

- ★1 行政窓口の場は必要なものである。
- ★2 センターにおける行政機能は一律にすべき。
- ★3 職員数が減り、支所の人員が削減されても、行政サービスが機能する仕組みづくりが必要である
- ★4 多業務をセンターに集中させることなくICTを活用した行政サービスの在り方を検討する必要がある

## ● 「人づくり学びの場」（生涯学習・社会教育）



これまでにも社会教育は「人づくり」や「つながりづくり」を実践してきた。公民館がセンターへ移行するにあたり、社会教育が衰退するのではと懸念するご意見もある。

しかし、学習した知識を生かす場があり、それを生かすことのできる人財人材にスポットがあたれば、社会教育の衰退にはつながらないと考えらえる。★  
1,2学びの先にある実践へとつなげる機会（場）があることが重要であり、センターが、人財人材を発掘、育成し、活躍の場を提供できる拠点となることで社会教育を推進するものである。

社会を取りまく環境に変化が生じていることを理解し、社会教育の手法を見直す必要がある。今日では、カルチャーセンターなど多くの民間教育事業者が多様な学習機会を提供している。また、ICTの発展や環境も整備され、テレビやインターネット等を活用して個人が自ら学ぶ機会も増えてきた。また、社会で求められる能力も変化しており、今後の社会教育においては、その変化に対応した学習機会を提供していくことが求められる。

## 生涯学習

（「学ぶ者」に着目した概念）

### 教育による学習

（「教える者」と「学ぶ者」に着目した概念）

学校教育による学習

家庭教育による学習

### 自己学習

（「学ぶ者」のみによる行為）

## 社会教育

（学校・家庭以外の広く社会における学習）

これまでの生涯学習講座は、対象が固定化されたものや個人の趣味の延長といった企画が多くを占めていた。社会の変化から個人の要望も多岐にわたり、社会の中で自己実現するために生涯学習を深めることはこれからも継続する必要がある。それに加え、今後は、参加のきっかけづくり等を進めることで、より多くの住民が地域づくりを含む多様な活動に主体的に参加できるよう、個人の要望だけでなく社会の要請にも応じた多種多様な学習機会を整備、提供することが重要である。その中で地域住民が地域コミュニティの将来像や在り方を共有し、その実現のために解決すべき地域課題とその対応について学習し、その成果を地域づくりの実践につなげる。そして、「社会の要請」からの学びを「地域課題解決学習」として捉え、学びで得た知識や技能を地域社会へ還元することのできる人材育成へと結びつける必要があると考えられる。

## 社会の要請

### 避けて通すことのできない社会問題

- 交通問題  
(公共交通の縮小、交通弱者)
- 少子高齢化  
(学校統廃合、独居老人、担い手不足)
- 人権問題  
(同和、女性子ども、高齢者、障がいのある人、その他)
- 家庭  
(子育て、DV)
- 生活環境  
(空き家の増加、ゴミ)
- 防災・防犯  
(防災機能の低下、ボランティア)

## 個人の要望

### 個人が積極的に学びたいと思うニーズ

- 教養  
(英会話、料理教室、パソコン操作)
- 趣味  
(お菓子作り、絵画、音楽)
- 健康  
(ヨガ、健康体操、スポーツ)
- 青少年  
(野外活動、農業体験、スポーツ教室)

### ★<sub>3</sub> (具体策案)

#### ① 条例への明記

社会教育を推進するにあたり、(仮)西予市地域づくり活動センター条例に「社会教育を推進する」「生涯学習活動（社会教育法（昭和 24 年法律 207 号）第 22 条で規定された活動）を推進する」など設置目的を明記し生涯学習社会教育を継続する。

#### ② 社会教育主事の活用

各センターへ社会教育を推進するための助言・指導を行うことのできる社会教育主事を本庁若しくは支所に配置する。地域の実情に応じた学習と活動に結び付け、地域づくりに繋がる新しい取り組みを目指し

ていく。

### ③ 総合教育会議

社会教育が市長部局に移行された後も総合教育会議において、社会教育の振興を図るために重点的に講すべき事項など引き続き協議、調整する。

### ④ ★<sup>4</sup>事業の企画実施審議機関

西予市公民館条例の廃止に伴い、条例第 16 条に規定する西予市公民館運営審議会（以下、審議会という）も廃止となる。審議会は、これまで公民館事業の企画実施への審議機関を担ってきたが、それに替わる新たな審議機関が、センターで行う社会教育事業やセンター運営について調査審議を行うことが考えられる。これから提供される生涯学習は、地域課題を解決することを目的とした学習機会を提供することにも着目し、地域課題における地域の声をより反映させ、社会の変化に対応した学習ニーズに応えていくことが重要であり地域が真に必要とする学習を提供できるものと考えられる。

### ⑤ 社会教育委員会

社会教育委員会は、法第 15 条（及び西予市社会教育委員の定数及び任期等に関する条例）の規定により設置された委員会であり、教育委員会に社会教育に関する諸計画を立案することなどの職務を行う機関である。当市の社会教育委員会は、年に 2～3 回開催し、社会教育全般（公民館活動、社会体育、文化振興）の指導助言を行っている。センター化後は社会教育の根幹となる方針等は教育部局で作成し、それを基に市長部局が推進していく。社会教育委員会は社会教育に関する諸計画を立案し、同計画について総合教育会議で意見を求めるなど、量的・質的充実を図っていく。また、民間（N P O 法人など）等他分野との連携を深めていきながら委員の声をより現場に反映させることができる仕組みづくりの構築を図る。

### ⑥ ICT を活用した社会教育・生涯学習

ICT 化により今後はオンラインで講座を受講することも可能となる。また、1人の主事が立案してきた講座も、複数人で分業し計画を立てるなど、幅広いニーズに対応した講座を企画・展開することも可能と考えられる。これらは講座に関心を持つ住民の選択肢の幅が広がることにつながる。

さらに、市民にとって関心のある防災に関する知識や、生涯にわたり学んでいく人権教育など、幅広い年代に参画頂きたい事業について、メイン

会場とセンターをつなぐことで、多くの方に参加機会の提供が可能になる。センターは学校や地域とも ICT でつながり、オンライン会議など情報共有が活発となる。

このように各センターが核となり、ICT を活用することで、生涯学習事業の提供内容、在り方は大きく様変わりし、今後様々な取り組みへの展開が期待される。

#### ⑦ 学校とのつながり

★5 社会教育においても、学校教育においても、地域と学校の結びつきは重要なものである。それは、統廃合が進み地域に小学校がなくなったことで希薄なものにさせてはならない。学校が遠くなつたとしても、子供たちは地域の中で生活している。

★6 学校教育だけでは補えない部分を地域と連携・協働しながら地域全体で子どもの成長を支えることにより、実社会で様々な課題に直面した時に必要となる力を身につけた人財人材や、将来的に地域貢献できる担い手の育成に繋がるものだと考えられる。また、センターが学校と地域をつなぐ役割を担うことで、さらに地域を活性化する活動ができると考えられる。

(委員の主な意見)

★1 少子化する子供たちの活動の充実が必要。児童生徒が学び、実践できる場所

★2 住民の一人一人が活躍できる場があり、多世代間の交流と繋ぎの場でありたい

★3 社会教育は、センター化しても継続する必要がある。社会教育の担保

★4 センター化になっても、きちんとセンターが機能しているかチェックする公民館運営審議委員会に替わる機関が必要。

★5 小学校の統廃合が進んでも、センターと学校との関りは重要である。

★6 中学、高校生の交流の場が見えることで全世代、組織が交流できる活動拠点、場になつてほしい。

・人づくり・学びの場については、「自助・共助」の部分もある。(資料 33 反映)

### **総合教育会議**

平成 27 年に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、全ての地方公共団体に総合教育会議が設置されることとなった。この会議は市長が設けるものとなっており、市長、教育長及び教育委員で構成され、一般行政と教育行政の調和と連携を図りながら教育に関する総合的な施策の大綱を策定するための協議などを行っている。

### **社会教育法第 22 条(公民館事業)**

公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開催すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクレーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

## 5 営利活動

公民館からセンターになることの魅力の一つとして施設内での営利活動が可能になることがある。現在の公民館は法第23条の規定によりその活動に制約があるが、センター化になることでそれも解かれる。それにより★<sub>1,9</sub>センター内で地域が抱える課題解決に向けたコミュニティビジネスの展開も可能になるといえる。

★<sub>2</sub> 地域づくり活動を維持していく上で財源を確保することは非常に重要な位置づけとなる。★<sub>3,8</sub> 地域づくり組織の主な財源は、地域づくり交付金事業から交付される基礎型交付金や手上げ型交付金である。基礎型交付金は、地域によって見直しの余地はあるものの、その使途については固定化された印象がある。手上げ型交付金は、スタートアップ的支援が強く、交付回数に制限があるため永続的な財源とはなりえない。

「自分たちの地域は自分たちの手で」を基本理念とする地域づくり活動において、★<sub>4</sub> 行政からの財政的支援だけに頼らず、自主自立に向けた活動を継続していくための財源確保の手段として営利活動がある。それが、地域づくり活動の拠点施設であるセンター内で実践することが可能になるのである。地域資源の活用や行政では行き届かない地域独自のサービスの提供など新たに創出・開発していく取り組みが期待できる。もちろん、★<sub>5</sub> その営利活動の場はセンター内だけにとらわれる必要はなく、空き家や学校跡地など遊休施設を活用することも可能である。

(先進事例)

- 1) 地域内に唯一あった商店が閉店し、高齢者を中心に買い物難民が増えたことで、センター内でマーケットをオープン。
- 2) 民間事業者によるガソリンスタンド経営の撤退により、ガソリンスタンド過疎地における課題を地域住民が自らスタンド経営。
- 3) 免許返納や公共交通の縮小により高齢者による交通弱者問題を解決するため、センターを拠点として送迎サービスを実施。

このように直面する地域課題に対して、地域が主体的に取り組む活動もある。しかし、全ての地域でこのような活動が行えるかといえば、現時点ではそれだけの人財人材や実践力を持ち合わせた地域づくり組織は少ないといえる。しかし、★<sub>6</sub> 営利活動を行う上で、民間事業者と同等規模の取り組みを

求める過度な期待は不要である。まずは、地域課題解決に取り組む活動が継続的に回ることができる程度の小さな経済循環から始めることが望ましいといえる。また、営利活動を行う組織が法人化する際には、設立等に関する様々な行政支援が必要であると考えられる。

財源確保には、経済活動だけではない地域にとって身近なものもある。

(例)

- 1) 中山間又は多面的直接支払制度における事務局受託
- 2) 各種団体等の事務局受託
- 3) 水道検針受託業務
- 4) ~~地域内の各世帯からの地域づくり活動負担金徴収~~

**有志や事業者などからの寄付や負担金**

上記のもののほか、これから新たに行政から引き出す受託業務等もあるかもしれない。

※資料 35 「職員プロジェクトチームにおいて提案された地域づくり活動センターの機能案（案）」参照

### 営利活動の制約

地域づくり活動を通じて期待されるセンター内での営利活動の制約は緩和することとしたい。ただ、★7営利活動であれば何でも良いのかといえばそうではなく、そこは「地域課題を解決する目的」とする活動であることなどとし検討したい。営利活動はあくまで課題解決への手段であり、単に収益を

(委員の主な意見)

- ★1 観光、移住、結婚相談、地域ビジネスとかの場が必要になるのではないか。
- ★2 これからは自主財源の確保が重要になってくる。
- ★3 いつまでも交付金をあてにできない。
- ★4 「住民の主体性を活かした小規模多機能自治活動による自主・自立の地域社会づくりを図る」ことが重要である
- ★5 地域資源を生かし、体験の場となる営利活動への取り組みが必要
- ★6 地域経済の縮小による地域課題に対して、地域住民が主体性を持って地域循環型経済活動に取り組める場でありたい。（コミュニティビジネス）
- ★7 地域づくりの場は、営利活動が含まれているが、内容によっては今後の課題として出てくるのではないか。
- ★8 将来にわたって持続可能なセンターになるのが大前提になる。
- ★9 地域を活性化させるためには、地場産業を活用することが重要である

目的とする活動等は財源の確保はできでもても課題解決に繋がらないと考  
えられる。

## 6 機能を充実するために必要なこと

これからセンターの機能の拡充を図るうえで、センターに新たに配置される職員の働き方や業務の見直しが必要である。

(具体策)

### 1) 公民館活動の見直しを行う

社会教育を取りまく環境に変化が生じているとともに、求められる人財人材にも変化が生じていることを理解し、学びの提供の在り方について見直しを行う必要がある。個人の要望だけでなく地域にとって必要な学習とは何かを考え、目的や対象、手法を見直すことで業務内容の見直しを図る。

(例)

A 公民館では小学生を対象として、テニス経験者が指導者となり、子供たちの健全育成を目的としてテニス教室を実施している。

ここで、その地域にある課題に着目したい。例えば「高齢者の独居問題」「多世代交流の減少」「健康寿命の低下」「担い手育成」などの課題があるとした場合、テニス教室の対象を「子供たち」から「高齢者と子供たち」に替え、相互の交流の場とすることで、子供たちの健全育成だけでなく、地域課題の解決に導くことが可能になるといえる。また、指導者は個人ではなく、スポーツ団体とすることで団体及び指導者育成につなげることができるのではないだろうか。つまり、対象や目的、手法を見直すことで、これまで実施してきた複数の事業を結び付けた合わせ技で発展させることができる。

### 2) ICT を活用した行政サービス

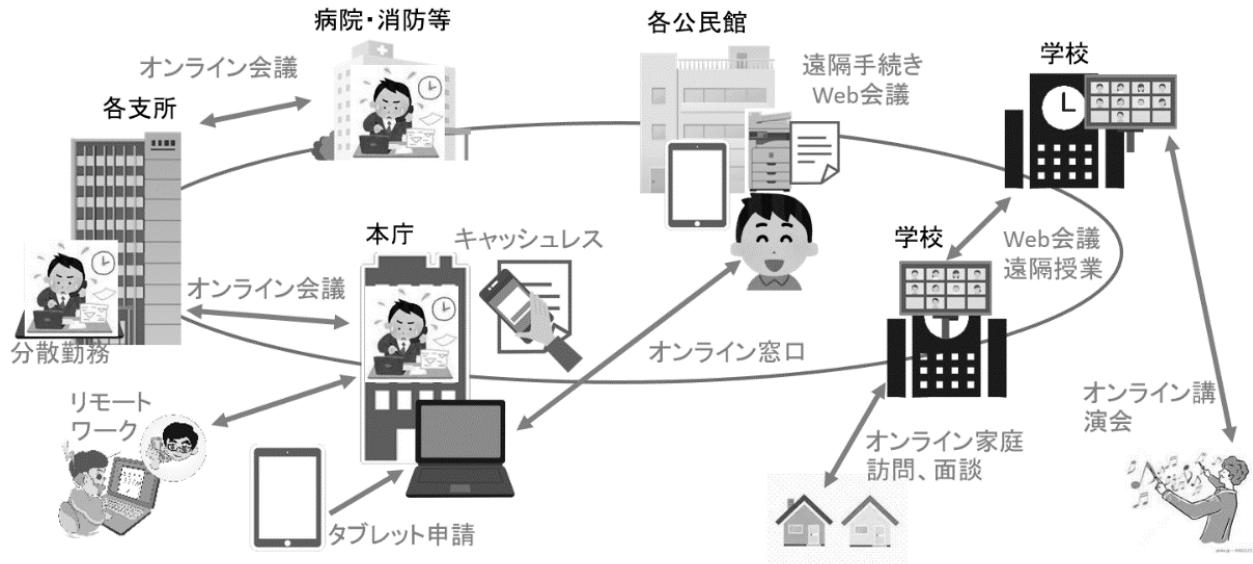
身近な、相談窓口であるセンターを活用し、支所を経由しなくても本庁とセンターが直接やり取りできるICTを活用した環境整備を進める。

これまでどおり電話の相談でも解決することは可能であるが、ビデオ通話等を活用し、顔のわかる行政サービスを提供し、センターに立ち寄ることで支所や本庁に行かなくても地域の困りごとが解決できる仕組みを構築する。

#### ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

## <ICTを活用した構想図（案）>



### (具体策)

- ① 本庁や支所に行かなくても、オンラインで担当者と直接やりとりができる、各種証明書の発行だけでなく書類の提出方法や様々な相談も可能となる。
- ② 施設の予約や施設の施錠など遠隔操作により可能となる。
- ③ 施設の利用料や納税などキャッシュレス決済が可能となる。
- ④ 事業説明会や講演会など会場へ行かなくてもセンターで受講することが可能となる。

### 3) 働き方改革

行政サービスの見直しを図るうえで、市職員の働き方を見直す必要がある。勤務地や所属を意識することなく、自席でなくても業務が行える仕組みづくりである。

- 1) 働く場所を選ばない
- 2) 縦割りの仕事をしない
- 3) 多様な能力を身につける

センターでは、必要に応じてチームを編成し流動的に働くことを可能とする。ICTの環境整備を進めることで仕事場をこれまでの「固定」から「流動」といったスタイルにシフトする。

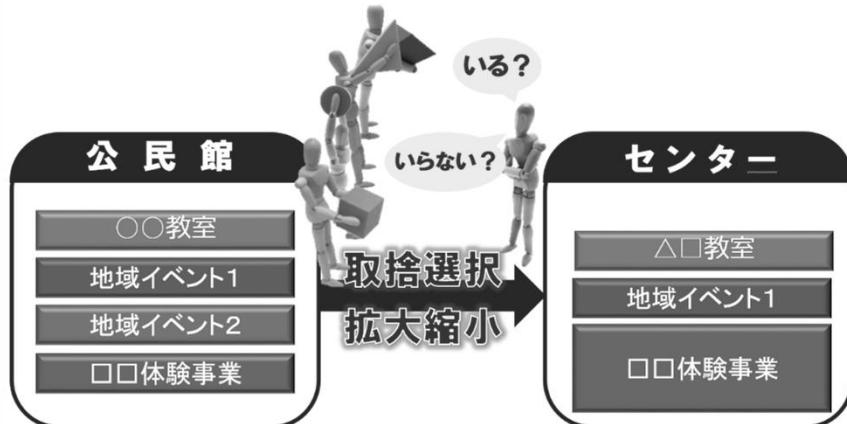
## 7 その他

### 1) センター化は、既存事業や自治活動を見直す機会でもある

センター化に伴い、自治会（区）等による自治活動についても見直す機会かもしれない。H31 市政懇談会において、担い手不足による地域課題に直面している様子が伺えた。そのような状況の中、人がいて賑わいのあった頃のままの自治活動を維持していくことに無理が生じてきている。

行政から依頼を受けるものや各種団体等の役員についても、なり手を探すのも困難な状況にあるといえ、近い将来の自治会の存続も危ぶまれるといえる。

それは、これまで守り受け継いできた慣習的なものやイベントも同様である。地域にとって必要なものは何か、人口減少社会を受け入れ、人口規模や人口構造に見合った事業の縮小や手法を変えた活動の見直し等が求められる。



★<sub>1</sub> 地域づくりの場では、多様な世代が集まり、交流が生まれることで、繋がりができ、知識や技術といったこれまで受け継がれてきたものが伝承されるきっかけとなる。ただ、若い世代の自治活動や地域づくりへの参画には工夫が必要である。

若者や新たに転入してきた者などが自治活動等にスムーズに参画しないといった話ことはよくある話である。★<sub>2</sub> まずは、自分たちが楽しんでいることが大切であり、「参画したい」と思える活動を実施していくことが重要である。年配者は使命感や責任感が活動へのモチベーションとなり、若者は、やりがいや楽しさをモチベーションとする傾向にある。

(委員の主な意見)

★1 地域住民の一人一人が活躍できる場があり、若者から親世代、おじいさん世代へと多世代間の交流と繋ぎの場でありたい

★2 自治活動へ若い人財人材の参画が重要

## 2) 地域づくり組織と自治会との関係

★<sub>1</sub> 地域課題を解決するため地域づくり組織と自治会は互いに連携しながら、地域づくりを推進するパートナーといった関係である。

地域づくり組織と自治会組織の関係性については、地域の歴史や人口規模などによって様々な形態が見受けられる。

★<sub>2</sub> 地域づくりを進めるために、どのような組織ができるべきか、どちらがリーダーシップを示すかは、本検討委員会で提示するのは困難かと考えられる。

しかしながら、★<sub>3</sub> 地域づくり組織と自治会組織の関係性を地域内で協議する場は必要であり、今後の取り組むべき課題である。

項目	地域づくり組織	自治会組織
地域	原則、旧小学校区＝旧村単位	集落単位 地区、行政区単位
構成	組織・個人	世帯(主)が中心
目的	地域課題を解決し、魅力を高め、住民満足度を向上する機能 (地域活性化、地域防災、福祉など)	日常生活の相互扶助機能 (草刈り、道づくり、葬儀など) <b>住民の意思決定の場</b>
財源	現在は市からの交付金が中心	住民同士で負担し合うもの
活動	目的をもった継続的な活動が中心	慣習的な行事が中心
機能	結束する、創る、築く、改善する	治める、守る、直す、維持する
体系	柔軟性があり、多くの人の関わりや協力、結束が大切になる	慣習性があり、前例や伝統を大切にする
交代時期	複数年ごと (継続性がある)	単年ごと (決まった期間)

(委員の主な意見)

★<sub>1</sub> 自治会があってこそ地域づくりができている。地域の協力なくしてはできない。

★<sub>2</sub> センター化では自治会と地域づくり組織のどちらがイニシアティブ(主導権)をとるのか

★<sub>3</sub> 地域組織と自治会の関わり合い、組織の中に取組むような方向で動くべきでは。